

## 理学療法の長期介入により慢性期において運動麻痺の改善を認めた遷延性意識障害症例

関 崇志<sup>1</sup>、阿部 浩明<sup>1</sup>、長嶺 義秀<sup>2</sup>、藤原 悟<sup>3</sup>

<sup>1</sup>広南病院 東北療護センター リハビリテーション科、<sup>2</sup>広南病院 東北療護センター 診療部、<sup>3</sup>広南病院 脳神経外科

【はじめに】脳損傷により運動麻痺を呈した患者において、慢性期以降に運動麻痺が改善することは稀である。今回、頭部外傷後遺症により遷延性意識障害と重度の運動麻痺を呈し、受傷から2年9か月後に麻痺の改善を認めた症例を経験したので、その経過を報告し、その要因について考察する。【症例】40歳代、男性。自動車事故により脳挫傷を受傷し保存的加療を受ける。受傷11か月後、当センターに入院。この時点では従命は困難であり、四肢に不全麻痺（Brunnstrom stage(BRS)は右上下肢がIIで、左上下肢がIV以上であると推察）がみられた。本症例は易怒性、注意力低下、反応速度低下等の精神機能障害が顕著で、右上下肢に対するトレーニングに対し拒否的であった。受傷2年8か月後の時点で精神機能障害が改善し、従命が概ね可能となり、右下肢の積極的なトレーニングが実施可能となった。具体的には、椅子座位で転がって来るボールに対して右下肢で蹴るトレーニングを実施し、飽きずに集中して取り組むことが可能であった。その後には、同課題において、明らかな右下肢の随意的な運動が出現した。【考察】受傷後2年9か月も経過した後に運動麻痺が回復した要因として、精神機能障害の改善により、長期間に渡り困難であった右下肢へのトレーニングを開始できたことが挙げられる。また、症例が関心を持ち、注意を持続しやすい課題をトレーニングに取り入れることで右下肢の残存機能を引き出せたのではないかと思われた。頭部外傷後遺症による遷延性意識障害患者においては、精神機能、身体機能の双方の変化に注意しながら長期的にアプローチしていく必要性を再確認した。